

インターネット情報検索サービスの法的責任に関する我が国及び諸外国の状況

1. 日本

①インターネット情報検索サービス事業者の行為の性格

- ・ 検索サービス事業者による検索結果の提供は「情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」とされている¹。なお、プロバイダ責任制限法第3条第1項との関係でも、検索サービス事業者は検索結果の提供について「情報の発信者」に該当し、同条の適用はなされないと考えられている。
- ・ また、検索結果の提供は、「公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。」とされ、その検索結果の削除が違法となり削除が求められることは、その「表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」とされている²。

②著作権との関係

- ・ 検索結果に表示されるウェブページのリンク情報が個々の侵害コンテンツへの到達を容易にするものであったという場合において、現行法上検索サービス事業者に対する差止請求が認められるか否かについては、その点が争われた判例は見当たらず、明らかではない。
- ・ 検索サービスについての事案ではないが著作権侵害コンテンツへのリンク掲載行為が問題となった事案としては、ロケットニュース 24 事件³やリツイート事件⁴等がある。いずれの事案も、リンク掲載行為が著作権侵害の幫助に当たるかが争われ、各事案における幫助への該当性は否定されたものの、ロケットニュース 24 事件判決では、著作権侵害コ

1 最決平成 29・1・31 民集 71 卷 1 号 63 頁。以下「平成 29 年最決」という。

2 前掲注 1

3 大阪地判平成 25・6・20 判時 2218 号 112 頁。本判決では、ニコニコ動画に違法にアップロードされていた動画へリンクを貼った行為について、著作権者の明示又は黙示の許諾なしにアップロードされていることがその内容や体裁上明らかでない著作物であることや、リンクを貼ることによって当該動画を視聴可能としたことにつき原告から抗議を受けた時点、すなわち、本件動画のアップロードが著作権者である原告の許諾なしに行われたことを認識し得た時点で直ちに本件動画へのリンクを削除しているという事情に照らして、動画へのリンクを貼った行為は、原告の著作権侵害又はその違法な幫助に該当しない旨が判示されている。

4 知財高判平成 30・4・25（平成 28(ネ)10101）裁判所ウェブサイト。本判決では、ツイッターにおいて第三者のアカウントのツイートにおいて違法にアップロードされている画像をリツイート機能を用いてインラインリンクで表示した行為について、「本件リツイート行為は当該画像の自動公衆送信行為自体を容易にしたとは言い難いから本件リツイート者を幫助者と認めることはできず、その他、本件リツイート者らを幫助者というべき事情は認められない」と判示されている。

ンテンツへのリンクを貼る行為について、一定の場合に公衆送信権侵害の幫助が成立する可能性があることが示されたとの解釈論も展開されている⁵。

- ・検索結果に表示されるスニペット（短い文章）やサムネイル（小さな画像）については、現行法第 47 条の 6 ただし書において、その著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであると知ったときは、その後は当該スニペットやサムネイルの自動公衆送信を行ってはならないとされている⁶。なお、これは検索サービス事業者が著作権侵害に関わる検索結果について一定の場合に差止請求を受けうることを示したものではあるが、検索結果に表示されるウェブページのリンク情報について規律したものではなく、ケースとしては異なる。

③その他

- ・プライバシー侵害に係るウェブページのリンク情報については、平成 29 年最決において、「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載されたときの社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である」として、一定の場合には削除請求が認められる旨が示されている⁷。
- ・この他、名誉権の侵害を巡る事案において、平成 29 年最決が示した検索結果の提供の表現行為としての性格やインターネット上の情報流通の基盤としての役割に関する考え方について触れた上で、（平成 29 年最決とは事案が異なるため、これとは異なる判断基準の下で）一定の場合に検索結果削除請求が認められる旨を示した裁判例がある⁸。

【参照条文】著作権法

（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）

⁵ 中川達也「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」ジュリスト 2016 年 11 月号 No.1499

⁶ なお、平成 30 年改正法（平成 30 年法律第 33 号）により第 47 条の 6 は第 47 条の 5 に整理統合されることとなるが、同条においても同様の規律が維持されている。

⁷ 前掲注 1

⁸ 東京地判平成 30・1・31（平成 28 年（ワ）第 24747 号）裁判所ウェブサイト。なお、本判決では、プライバシー侵害に係る事案を取り扱った平成 29 年最決とは事案を異にするため削除の可否の要件に関する同決定の説示は本件には妥当しないとした上で、「本件検索結果の削除、すなわち、本件摘示事実①及び②による表現行為に対する事後差止めは、①本件摘示事実①及び②による表現行為が専ら公益を図る目的のものでないか、又は、②本件摘示事実①及び②が真実でない場合であつて、かつ、被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には、上記表現行為の価値が被害者の名誉に劣後するといふことができ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、検索結果削除請求が認められると解するのが相当である」としている。

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

2. 諸外国

①米国⁹

以下のとおり、インターネット情報検索サービスによる検索結果の提供は、「寄与侵害」に該当し差止請求や損害賠償請求の対象となる可能性があるとされている。

i 寄与侵害について¹⁰

- 「寄与侵害」は、①直接侵害が成立する場合に、②侵害行為について認識を持ちながら、③他者の侵害行為についてこれを誘引し、生じさせ又はこれに重大な寄与を行う者に認められるとする判例法理である¹¹
- 寄与侵害の要件である「侵害の認識」とは、実際に知っている場合のほか、合理的に知りうる場合も含まれる¹²¹³。

⁹ 本文脚注に記載する出典のほか、田村善之「検索サイトをめぐる著作権法上の諸問題（1）—寄与侵害、間接侵害、フェア・ユース、引用等」知的財産法政策学研究 Vol.16（2017）も参考とした。

¹⁰ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム検討結果報告（平成18年7月）

¹¹ Gershwin Publishing Corp. v. Columbia Artists Management, Inc., 443 F.2d 1159 (2d Cir. 1971); A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)（ガーシュウィン事件）

¹² 前掲注11（ガーシュウィン事件）

¹³ A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)（ナプスター事件）

- 寄与侵害の効果として、損害賠償（米国著作権法第 504 条）のほか、差止命令（第 502 条）による救済が認められる。
- 表現の自由と著作権侵害の関係については、基本的には、表現行為を行っているのは直接侵害者であるが、アメリカ著作権法は、アイデアに対する著作権による保護の排除（アイデアと表現の二分法理）及び権利制限規定（フェア・ユースの法理）によって表現の自由と調整済みであるから、著作権侵害が成立する場合には表現の自由は問題とならないと考えられている¹⁴。また、同様に、寄与侵害者に対する差止めも、著作権侵害が成立する場合には表現の自由は調整済みであって、表現の自由を害するものではないと考えられている¹⁵。

ii インターネット情報検索サービスと寄与侵害について

- Google の提供する検索サービスが寄与侵害に該当するかが争われたパーフェクト 10 事件連邦裁判所第 9 巡回区控訴裁判決¹⁷において、以下のように、寄与侵害として責任を負う可能性がある旨を述べている。

「Google が、ウェブサイトが著作権を侵害する複製物を世界の市場に向けて頒布することや世界中の利用者が侵害物へアクセスすることを実質的に支援していることには疑いがない。たとえ Google のそうした支援は権利侵害を行っているウェブサイトだけでなく全てのウェブサイトについて提供されているのだとしても、当裁判所としてはそのようなサービスが著作権者に及ぼす影響を割り引いて考えることはできない。当裁判所の判断基準の下では、Google は、Perfect10 の著作権を侵害する画像がその検索エンジンを通じて利用可能とされていることについて認識を有しており、かつ Perfect10 の著作物についての被害の拡大を防止するための容易な手段（simple measures）を講じることができるにもかかわらず、その手段を講じなかった場合には、寄与侵害としての責任を負うる」

- なお、当該控訴裁判決では、本件事案において実際に Google が寄与侵害責任を負うか否かについては原審において検討するよう差戻しがなされ、そしてこれを受けて行われた地裁での審理の結果としては、本件事案について寄与侵害責任は認められなかった¹⁸。もっとも、この判断の射程は必ずしも明らかではない¹⁹。

¹⁴ Sid & Marty Krofft Television v. McDonald's Corp., 562 F.2d 1157 (9th Cir.1977)等

¹⁵ Religious Technology Center v. Netcom On-Line Communication Services, Inc., 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)（ネットコム事件）

¹⁶ 前掲注 13（ナプスター事件）

¹⁷ Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc., 508 F.3d 1146 (9th Cir. 2007)

¹⁸ Perfect 10, Inc. v. Google, Inc., No. CV 04-9484 AHM SHX, 2010 WL 9479060, at *7 (C.D. Cal. July 30, 2010), aff'd, 653 F.3d 976 (9th Cir. 2011)

¹⁹ 裁判所は、①Perfect10 は、Google は著作権侵害となる画像を含むあらゆるウェブサイト、とりわけ大量の著作権侵害を行っているウェブサイトについて、そのウェブサイトへの全てのリンクを削除するための容易な手段を講じることが可能であった、又は、画像認識ソフトを用いて著作権侵害とな

iii DMCA512 条

- 1998 年のデジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) により新設された著作権法第 512 条 (d)ではリンクについての免責規定が設けられており、同条の要件を満たす形で侵害となる情報の削除を行っている限り、損害賠償請求や差止請求について免責される旨が定められている。
- 本小委員会において行った検索サービス事業者に対するヒアリングにおいては、当該事業者は DMCA に則 (のつと) って侵害コンテンツに係るリンクについての削除を行っている旨の報告があった²⁰。

【参照条文】 米国著作権法²¹

第 512 条 オンライン素材に関する責任の制限

(c)使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報—

(3)通知の要素—

- (A)著作権侵害主張の通知が本項に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知を、サービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。
- (i)侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。
 - (ii)侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、単一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。
 - (iii)侵害にあたるまたは侵害行為の対象とされかつ除去またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。
 - (iv)通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および(もしあれば)電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。
 - (v)当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
 - (vi)通知に記載された情報は正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けている旨の陳述。

(d)情報探知ツール—サービス・プロバイダが、情報探知ツール(ディレクトリ、インデック

る画像と類似する画像を探知し当該画像を削除することが可能であったと主張するが、その主張は根拠のない憶測に基づくものである旨を述べた。さらに②画像が許諾を得たものかフェアユースに該当するものなのかを判断することは誰にもできないので Perfect10 の指摘する手段は過剰削除 (dramatically overinclusive) となる危険があるとする Google の指摘を紹介した上で、Perfect10 の寄与侵害に関する主張を退けている。

²⁰ 平成 29 年法制・基本問題小委員会 (第 2 回) におけるグーグル合同会社へのヒアリング

²¹ 山本隆司訳『外国著作権法 アメリカ編』(著作権情報センター web サイト)

ス、レファレンス、ポインタまたはハイパーテキスト・リンクを含む)を用いて侵害となる素材または侵害行為を含むオンライン上の所在に使用者をレファレンスまたはリンクすることによって、著作権の侵害を生じる場合、サービス・プロバイダは、以下の条件をすべて満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(1) (A) サービス・プロバイダが当該素材または当該行為が著作権侵害にあたることを現実に知らないこと、

(B) かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または

(C) かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに素材を除去しまたはアクセスを解除するための行為を行うこと。

(2) サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。

(3) 第(c)項(3)に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたりとされる素材または侵害に当たりとされる行為の対象とされる素材を除去しまたはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。ただし、本節の適用において、第(c)項(3)(A)(iii)に掲げる情報は、侵害にあたりと主張される素材または行為へのレファレンスまたはリンクであって、除去またはアクセスが解除されるべきレファレンスまたはリンクの特定情報およびサービス・プロバイダが当該レファレンスまたはリンクを探知する上で合理的に十分な情報でなければならない。

(j) 差止命令—本条に基づき金銭的救済の対象とならないサービス・プロバイダに対する、第 502 条に基づく差止命令の申立については、以下の規定を適用する。

(1) 救済の範囲—

(A) 第(a)項に定める救済の制限を受けない行為については、裁判所は、以下の一つ以上の形式においてのみ差止命令を発行することができる。

(i) サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワーク上の特定のオンライン・サイトに置かれた侵害にあたる素材または行為へのアクセスの提供を禁じる命令。

(ii) サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークにおける加入者またはアカウント保有者のアカウントであって命令で特定するものを消去することによって、侵害行為を行う加入者またはアカウント保有者であって命令で特定される者へのアクセスの提供を禁じる命令。

(iii) 特定のオンライン上に所在する著作権のある著作物であって裁判所の命令で特定するものの侵害を防止または禁止するために裁判所が必要と考えるその他の差止命令。ただし、当該救済は、同じ目的に対して同等に効果的な救済形式のうち最もサービス・プロバイダに対して負担が少ないものでなければならない。

(2) 考慮すべき事項—裁判所は、適用される法律に基づいて差止命令を発行する基準を検討するにあたり、以下を考慮しなければならない。

(A) 差止命令が、単独でまたは本項に基づいて同一のサービス・プロバイダに対して発行された他の命令と共に、プロバイダまたはそのシステムもしくはネットワークの

運営に著しい負担を及ぼすか否か。

- (B)侵害を防止しまたは禁止するための措置がとられなかった場合に、著作権者がデジタル・ネットワーク環境で被る可能性のある損害の程度。
- (C)差止命令の実行が技術的に実施可能かつ効果的であり、かつ、その他のオンライン地点における非侵害的素材へのアクセスを阻害しないか否か。
- (D)侵害素材へのアクセスを防止しまたは禁止するために、より負担が少なくかつ同等に効果的な他の手段があるか否か。

②欧州

i 情報社会指令第3条及びその解釈²²

- ・情報社会指令第3条第1項は加盟国に「公衆への伝達 (communication to the public)」に関する排他的権利を付与するよう求めている。
- ・著作権者の許諾なくインターネット上で利用可能となっている著作物へのリンクを張る行為が「公衆への伝達」に該当するか否かについて、オランダ **GSMedia** 事件に係る先決判断を求める付託に対し、欧州司法裁判所 (CJEU) は以下のような判断を行っている²³。

「自身が掲載したリンクがインターネット上に違法に掲載された著作物へのアクセスを提供することを現に知っていたまたは知りうべきであった者—たとえば著作権者によってその旨通知された場合など—によるそのようなリンクの提供は、公衆への伝達に該当する。」

「リンクの掲載が利益を目的として行われるとき、そのようなリンクを掲載する者は、関連する著作物が当該リンクが誘導するウェブサイト上に、違法に公開されていないことを確かめるため必要なチェックを行うことが期待され、当該著作物が保護されるものであること、かつ、インターネット上での公開に対する著作権者の同意がもしかしたらかけているかもしれないことについて、十分な認識をもって、当該リンクを掲載したものと推定される。そのような状況の下で、覆滅可能な上記推定について覆滅がなされない場合は、インターネット上に違法に掲載された作品へのリンクを掲載することは、公衆への伝達に該当する。」

ii ドイツにおける関係判例

- ・インターネット情報検索サービスにおいて違法にアップロードされた画像に係る検索結果の表示が問題とされた事案において、ドイツ連邦裁判所が、検索サービスがインターネットが機能を発揮する上で特に重要なものであるとしつつ、検索サービスは公衆にアクセス可能とされているウェブサイトから自動的に画像を取得することとしており、

²² 小泉直樹「良いリンク悪いリンク」*Law & Technology* 別冊 知的財産紛争の最前線 No.3 (2017年) 47頁, 作花文雄「リンキングに関する著作権問題の動向 (CJEUにおける裁判例の形成と課題) [続編]—リンキング許容性の下における著作物利用行為の生ずる「Context」の検証—」*コピーライト* No.669 Vol.56 (2017) 25頁

²³ CJEU2016年9月8日判決 (C-160/15)

それらの適法性を事前に確認することを検索サービス事業者に期待することはできないとして、CJEU の上記判断のうち、営利目的の場合における侵害コンテンツであることの認識の推定については、インターネット情報検索サービスには適用されないとの判断を示したケースがある²⁴。

【参照条文】 情報社会指令²⁵

Article 3 Right of communication to the public of works and right of making available to the public other subject-matter

1. Member States shall provide authors with the exclusive right to authorise or prohibit any communication to the public of their works, by wire or wireless means, including the making available to the public of their works in such a way that members of the public may access them from a place and at a time individually chosen by them.

²⁴ 2017年9月21日ドイツ連邦裁判所判決 (I ZR 11/16 - Vorschaubilder III)

²⁵ Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society